

胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、胎児性・小児性水俣病患者等の地域における安心した日常生活の確保又は胎児性・小児性水俣病患者等の地域における社会参加（社会活動等）の促進を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 胎児性・小児性水俣病患者等とは、原則として、胎児性・小児性水俣病患者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律若しくは介護保険法（以下「障害者総合支援法等」という。）によるサービスを受けることができない者又は障害者総合支援法等によるサービスを受けている者であってそれらのサービス以外のサービスを受ける必要があると認められるもの及びそれらの患者の家族又は主な介護者とする。

(補助対象期間)

第3条 補助金の対象となる期間は、当該年度の4月1日から3月31日までの期間とする。

(補助対象事業)

第4条 胎児性・小児性患者等の地域における安心した日常生活の確保、又は地域における社会参加の促進を図ることを目的とした事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 胎児性・小児性患者等の地域における安心した日常生活の確保又は社会参加の促進に資する事業（障害者総合支援法等の既存の福祉制度を拡充するものに限る。以下「サービス提供事業」という。）
- (2) サービス提供事業等を実施するために必要な施設の改築、修繕及び備品購入
- (3) 住まいの場又は日中活動の場等を提供するサービスであって、障害者総合支援法等に準じる事業（以下「施設運営事業」という。）
- (4) 施設運営事業又は障害者総合支援法等に基づくサービスを実施するために必要な施設の新築、増築等（以下「新築等」という。）及び備品購入
- (5) 平成22年度水俣病患者施設医療福祉機能向上支援事業により整備した施設において行う、胎児性・小児性患者等の日常生活を支援する活動（以下「家族棟運営事業」という。）
- (6) 家族棟運営事業を実施するために必要な施設の改築、修繕及び備品購入

2 前項の補助対象事業は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 取組内容が法令等に違反しないこと。
- (2) 取組内容が非営利活動であり、公益上の目的があること。
- (3) 国又は県の他の補助事業として採択されていないこと。
- (4) 国又は県の他の補助事業の対象事業としてこの補助金の交付申請を行う年度に申請していないこと。
- (5) 事業に着手していないこと。
- (6) 施設の整備は、完成後の施設や備品を活用した継続的な活動を行うことが前提であること。
- (7) 他の団体や個人に補助、助成、交付等を行う事業でないこと。

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、市町村又は社会福祉法人、公益法人、NPO法人及びこれに準じる非営利の団体であって、次の条件の全てを満たすものとする。ただし、前条第1項第3号及び第4号の事業を行う補助事業者にあつては、法人格を有し、又は法人格を取得する見込みがある団体に限る。

- (1) 県内に事務所を置き、県内を中心に活動していること。
- (2) 団体の定款、規約等を有すること。
- (3) 補助対象となる事業を着実に実施する事務及び組織体制があること。
- (4) 団体の活動歴が原則6か月以上あること。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。以下同じ。)は、補助対象事業に要する経費とする。

2 前項の補助対象経費は、次のとおりとする。

区分	対象経費
第4条第1項第1号に規定する事業に要する経費	胎児性・小児性患者等の地域生活を支援する活動に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費(1件の取得価格が5万円以上10万円未満のもの)
第4条第1項第2号、第4号及び第6号に規定する事業に要する経費	胎児性・小児性患者等の地域生活を支援する施設の整備のための委託料、工事費、付帯工事費、調査費、事務費、備品購入費(1件の取得価格が10万円以上のもの) ただし、土地の取得及び整地、既存建物の買収、職員の宿舎に要する費用並びに外構の整備(バリアフリー化等は除く。)は補助対象経費に含めない。

	事務費は、工事請負費の金額に対し、4.5%を乗じて得た額の範囲内とする。
第4条第3号に規定する事業に要する経費	胎児性・小児性患者等の地域生活を支援する活動に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、光熱水料、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費（1件の取得価格が5万円以上10万円未満のもの）
第4条第5号に規定する事業に要する経費	胎児性・小児性患者等の日常生活を支援する活動に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、光熱水料、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費（1件の取得価格が5万円以上10万円未満のもの）

3 補助対象事業に次に掲げる収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。

- (1) 国、県以外の団体等からの補助金、交付金、助成金、賛助金等
- (2) 入場料、出展料、参加料、売上金等の当該事業に係る収入

(補助金の基準額)

第7条 補助金対象経費に対する補助基準額は、別表1のとおりとする。ただし、補助事業の実施に要する経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における消費税及び地方消費税相当分は除くものとする。

(補助金の算出方法)

第8条 補助金の交付額は、次により算出するものとする。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する事業

原則として、交付決定時においては、別表1の項目ごとに、補助対象経費から利用者自己負担分（1割）を控除した額と補助基準額を比較して少ない方の額を、交付確定時においては、別表1の項目ごとに、補助対象経費から利用者自己負担分（1割）を控除した額、補助基準額又は交付決定時の選定額のうち最も少ない額を選定し、その選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の合計額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (2) 第4条第1項第2号、第4号及び第6号に規定する事業

総事業費から寄付金その他の収入を控除した額、補助対象経費の4分の3の額又は各補助基準額の合計額のうち、最も少ない額。ただし、算出さ

れた額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 第4条第1項第3号に規定する事業

原則として、交付決定時においては、補助対象経費から利用者自己負担分(1割)を控除した額と別表1の項目ごとの補助基準額の合計額を比較して少ない方の額を、交付確定時においては、補助対象経費から利用者自己負担分(1割)を控除した額、別表1の項目ごとの補助基準額の合計額又は交付決定時の選定額のうち最も少ない額を選定し、その選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(4) 第4条第1項第5号に規定する事業

交付決定時においては補助対象経費と別表1の項目の補助基準額を比較して少ない方の額を、交付確定時においては補助対象経費と別表1の項目の補助基準額又は交付決定時の選定額のうち最も少ない額を選定し、その選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、別表2のとおりとする。

(補助金交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定に当たっては、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要項の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

(2) 補助事業者が、新築等の補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争入札に付さなければならない。ただし、補助事業の性質又は目的により一般の競争入札に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争入札又は随意契約をすることができる。

(3) 補助事業を中止又は廃止する場合には、別記第2号様式による申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別記第3号様式により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却に資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)で定める期間を経過するまでは別記第4号様式による申請

書を、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）、以下「承認基準」という。）に定める包括承認事項に係るものについては別記第4号様式の2による報告書を知事に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業の経理を行うに当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に区別して行うものとする。
- (9) 特許権若しくは実用新案権を取得することによって相当の収益が新たに生ずると認められる場合、又は第17条の規定による補助金の額の確定後当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部の金額を県に納付させることがある。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

この場合において、補助事業者は、当該消費税等相当額を県に納付するものとする。

（決定の通知）

第11条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第12条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業の主要部分（補助目的にかかわる事業内容、事業実施箇所、事業実施時期）の変更。ただし、補助事業に要する経費のうち、別表1の項目ごとの配分額の20パーセント以内の変更を除く。
- (2) 規則第7条第1項の変更申請書は別記第7号様式によるものとし、事業変更計画書及び変更後収支予算書はそれぞれ別記第7号の2様式及び別記第7号の3様式によるものとする。

(3) 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更決定通知書(別記第8号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第13条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(状況報告)

第14条 規則第11条の規定による状況報告は、別記第10号様式によるものとする。

(しゅん工確認検査)

第15条 補助事業者は、補助対象事業のうち施設の新築等、改築及び修繕に係るものについて、工事のしゅん工検査後、速やかに補助工事等しゅん工確認検査要請書(別記第11号様式)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の要請書が提出されたときは、熊本県補助工事等確認検査規程(昭和43年熊本県訓令甲第21号。以下「検査規程」という。)に基づくしゅん工確認検査を行うものとし、補助事業者は、当該しゅん工確認検査に工事請負業者等関係者ととともに立会いを行うものとする。

3 検査規程第8条第2項の規定による是正の通知は、補助工事等是正通知書(別記第11号様式の2)によるものとする。

4 補助事業者は、是正が完了したときは、補助工事等是正工事完了通知書(別記第11号様式の3)を知事に提出するものとする。

5 知事は、前項の完了通知書が提出されたときは、補助工事等是正工事確認検査を行うものとする。

(実績報告)

第16条 規則第13条の実績報告書は、別記第12号様式によるものとし、補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合の年度終了実績報告書は、別記第12号様式の2によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、実績報告書については別表3のとおりとし、年度終了実績報告書については別表4のとおりとする。

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日又は当該事業実施年度の3月末日のいずれか早い日とし、年度終了実績報告書の提出期限は、当該事業実施年度の3月末日とする。

4 第1項の実績報告書(年度終了実績報告書を除く。)は、仕入れ控除を行う場合にあつては、補助金に係る消費税及び地方消費税を補助金額から減額して作成しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第18条 規則第16条第1項に規定する請求書は、別記第14号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払申請書(別記第15号様式)及び補助金概算払請求書(別記第15号様式の2)によるものとし、その添付書類は次のとおりとする。

- (1) 委託契約書又は購入契約書(契約をした場合に限る。)の写し
- (2) 工事請負契約書の写し(施設整備事業の場合に限る。)
- (3) その他参考となる資料

(事業の繰越)

第19条 補助事業は、補助金の交付の決定のあった年度内に完了しなければならない。ただし、交付の決定後やむを得ない事由のため、当該年度内に完了する見込みがなくなったときは、補助事業者は別記第16号様式による報告書を速やかに知事に提出して、その指示を受けなければならない。

2 知事は、前項の報告書が提出されたときは、内容を審査し、繰越承認について、別記第16号様式の2により補助事業者に通知するものとする。

(財産処分の制限)

第20条 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、省令で定める期間とする。なお、本補助金で取得した財産処分の制限については、承認基準の規定を準用することとする。

(立入検査等)

第21条 進捗状況を確認する必要がある場合は、規則第22条に基づく立入検査等を行うものとする。

2 前項の規定は、補助事業の終了後においても適用があるものとする。

(証拠書類の保管期間等)

第22条 規則第23条の別に定める期間は5年とし、補助事業者が市町村の場合は、別記第17号様式による補助金調書を作成するものとする。

(雑則)

第23条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則
この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要項は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則
この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要項は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助基準額表

項 目		補助対象経費上限額	補助基準額	
(1) サービス提供事業に要する経費		単価：1人1日当たり	単価： 1人1日当たり	
	ア. 生きがいづくり		7,900円	7,110円
	イ. 外出支援	目的地が「自宅」、「施設」の外、1日につき1カ所まで	2,500円	2,250円
		目的地が「自宅」、「施設」の外、1日につき2カ所以上	4,000円	3,600円
	ウ. 交流サロン		30,000円×実施回数 (上限：1,500,000円)	同左
			市町外へ外出する場合は、 150,000円×実施回数 (上限：300,000円)	同左
	エ. 在宅支援訪問※			
	(家事援助等)	・日中	2,600円	2,340円
		・日中 (指定事業者※ ¹ ※ ²)	3,600円	3,240円
		・夜間 (18:00～22:00)	2,300円	2,070円
	(身体介護)	・日中	5,700円	5,130円
		・日中 (指定事業者※ ¹ ※ ²)	7,800円	7,020円
		・夜間 (18:00～22:00)	4,900円	4,410円
・深夜・早朝 (22:00～ 8:00)		5,800円	5,220円	
オ. 配食		400円	360円	
カ. 一時宿泊		11,500円	10,350円	
キ. 日中一時支援		3,700円	3,330円	
の棟ス(2) 改た運提(2) 築め営供(2) 等に事(6) 必業業(6) 要を及(4) な実びサ 施施家サ 設す族ビ	○備品	—	—	
	○施設の改築、修繕	—	—	
築要を(4) 等な実(4) 及施施(4) び設す施 備のる設 品新た運 購築め営 入に事 増必業	○備品	—	—	
	○施設の新築、増築等	—	—	

※¹ 指定事業者とは、障害者総合支援法の「居宅介護」を行う事業者で、県より指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている事業者のこと。

※² 各対象者における実際の事業所の処遇改善加算、特定処遇改善加算の適用利率での単価により実績報告を行うものとする。

※³ 在宅支援訪問における家事援助等及び身体介護については、原則、いずれかの日中分を適用するものとする。ただし、主たる介護者緊急対応時及びレスパイト対応時においては、夜間及び深夜・早朝を各1回ずつ組み合わせて利用できるものとする。

※⁴ 入浴等介護者複数名で対応する必要がある場合は、身体介護を加算できるものとする。

(別表1)

項 目		補助対象経費上限額	補助基準額
		単位：1人1日当たり	単位： 1人1日当たり
○訪問系サービス			
・居宅介護※			
(家事援助等)	・日中	2,600円	2,340円
	・夜間(18:00~22:00)	2,300円	2,070円
(身体介護)	・日中	5,700円	5,130円
	・夜間(18:00~22:00)	4,900円	4,410円
	・深夜・早朝(22:00~8:00)	5,800円	5,220円
・行動援護	目的地が「自宅」、「施設」の外、1日につき1カ所まで	2,500円	2,250円
	目的地が「自宅」、「施設」の外、1日につき2カ所以上	4,000円	3,600円
・配食		400円	360円
○日中活動系サービス			
・生活介護(日中の介護等)		9,900円	8,910円
・自立訓練(機能訓練・生活訓練)		7,900円	7,110円
・就労移行支援(就労に必要な訓練)		5,000円	4,500円
・就労継続支援(働く場の提供等)		5,300円	4,770円
・短期入所		12,900円	11,610円
・日中一時支援		3,700円	3,330円
・生きがづくり		7,900円	7,110円
・交流サロン	30,000円×実施回数 (上限：1,500,000円)		同左
	市町外へ外出する場合は、 150,000円×実施回数 (上限：300,000円)		同左
○居住系サービス			
・施設入所支援(夜間の介護等)		3,800円	3,420円
・共同生活援助(グループホーム)		7,600円	6,840円
(3) 施設運営事業に要する経費	項 目	補助対象経費上限額	補助基準額
	(5) 家族棟運営事業	単位：1施設1日当たり 21,600円	単位：1施設1日当たり 21,600円

※ 居宅介護における家事援助等及び身体介護については、原則、いずれかを適用するものとする。ただし、主たる介護者緊急対応時及びレスパイト対応時においては、夜間及び深夜・早朝を各1回ずつ組み合わせて利用できるものとする。
 ※入浴等介護者複数名で対応する必要がある場合は、身体介護を加算できるものとする。

(別表2) (第9条関係)

○交付申請関係書類

様式名		1	2	3	4	5	6	添付書類
		サービス提供事業	サービス提供事業を実施するために必要な施設の改築等	施設運営事業	施設運営事業等を実施するために必要な施設の新築等	家族棟営事業	家族棟運営事業を実施するために必要な施設の改築等	
別紙1	補助金所要額調書	○	○	○	○	○	○	
別紙2	事業実施計画書(サービス提供事業、施設の改築等、施設運営事業)	○	○	○		○	○	施設の改築等の場合、設計書、見積書、現状写真
別紙3	事業計画書(施設の新築等)				○			工事設計図、工事費内訳、事務費内訳、現状写真
別紙4	胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援施設整備事業計画書				○			施設整備地の登記事項証明書、字図、位置図、現在と整備後の施設配置図、平面図、その他参考資料
別紙5	収支予算書	○	○	○	○	○	○	
別紙6	施設運営計画書			○		○		
別紙7	資金計画調書				○			寄付予定者の寄付確約書、課税所得証明、預金残高証明、他の補助金を受ける場合 内定通知書、金融機関等と交わした借入確約書等
別紙8	施設整備に係る借入金償還計画調書				○			寄付予定者の寄付確約書、課税所得証明、預金残高証明
別紙9	事業スケジュール	○	○	○	○	○	○	
別紙10 (※)	団体に関する調書	○	○	○	○	○	○	「団体の定款、規約、又はこれに代わるもの」、「直近1年間の事業報告書」、「直近1年間の収支計算書及び貸借対照表及び財産目録」、「今年(現在)の事業計画書及び収支予算書」、「その他参考となるもの(パンフレット、会報、新聞、雑誌の記事等)」
別紙11 (※)	役員、職員(支援活動関連者)名簿	○	○	○	○	○	○	
別紙12 (※)	団体目的等についての申立書	○	○	○	○	○	○	
別紙13 (※)	歳入歳出予算書(見込)抄本	○	○	○	○	○	○	

※別紙10、11、12については、補助事業者が市町村以外の場合に提出する。

※別紙13については、補助事業者が市町村の場合に提出する。

(別表3) (第16条関係)

○実績報告関係書類

様式等		1	2	3	4	5	6	添付書類
		サービス提供事業	サービス提供事業を実施するために必要な施設の改築等	施設運営事業	施設運営事業等を実施するために必要な施設の新築等	家族棟運営事業	家族棟運営事業を実施するために必要な施設の改築等	
別紙14	補助金精算額内訳書	○	○	○	○	○	○	
別紙15	事業実績報告書(サービス提供事業、施設の改築等、施設運営事業)	○	○	○		○	○	写真、契約書の写し、完成後の平面図、事業の成果物(報告書)
別紙16	事業実績報告書(施設の新築等)				○			写真、契約書の写し、完成後の平面図、工事設計書、工事費内訳及び事務費内訳、竣工検査書の写
別紙17	胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援施設整備事業実績報告書				○			登記事項証明書、字図、位置図、整備前後の施設配置図、平面図、その他参考資料
別紙18	施設運営実績書			○		○		
別紙19	収支精算書	○	○	○	○	○	○	
別紙20 (※)	歳入歳出決算書(見込)抄本	○	○	○	○	○	○	

※別紙20については、補助事業者が市町村の場合に提出する。

(別表4) (第16条関係)

○年度終了実績報告関係書類

様式等		1	2	3	4	5	6	添付書類
		サービス提供事業	サービス提供事業を実施するために必要な施設の改築等	施設運営事業	施設運営事業等を実施するために必要な施設の新築等	家族棟運営事業	家族棟運営事業を実施するために必要な施設の改築等	
別紙21	補助金の経費所要額実績		○		○		○	年度内遂行実績に係る契約書の写し、竣工検査書の写その他参考資料

別記第 1 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

（住 所）

（団 体）

（代表者）

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援
事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業を実施したいので、胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 3 条及び胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金交付要項第 9 条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金所要額調書（別紙 1）
- 2 事業実施計画書（別紙 2 又は 3）
- 3 収支予算書（別紙 5）
- 4 その他別表 2 に定める書類

別記第2号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

（住所）

（団体）

（代表者）

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援
事業の事業中止（廃止）承認申請について
年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業を次のと
おり中止（廃止）したいので、申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）後の措置

第 号
年 月 日

熊本県知事

様

（住所）

（団体）

（代表者）

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援
事業事故報告について

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業に事故
が生じたので、報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事故の内容及び原因
- 3 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び
補助金の交付決定額
- 4 事故に対してとった措置及びとるべき措置
- 5 その他必要な事項

熊本県知事 様

(住所)
(団体)
(代表者)

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業財産処分承認申請について

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業により取得した財産について、次のとおり処分をしたいので、申請します。

- 1 処分の種類 (該当するものに)
(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

間接補助事業者		施設名		所在地	
施設(設備)種別	建物構造	処分に係る建物延面積	建物延床面積の全体		
	造	m ²	m ²		
補助相当額 (処分に係る部分の額)	補助額全体	総事業費	補助年度	処分制限期間	経過年数
円	円	円	年度	年	年
うち	うち				
国庫補助額 円	国庫補助額 円				
県費補助額 円	県費補助額 円	処分の内容			処分予定年月日
譲渡予定額 (譲渡の場合)	評価額	評価額の算出方法 (いずれかに)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金 (有 ・ 無)

・ 無の場合

(「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)に定める「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」(以下「承認基準」という。)の第3「国庫納付に関する承認基準」の該当項目に)

- 1 地方公共団体 (1) (イ(ア) イ(イ) イ(ウ))
2 地方公共団体以外の者 (1) (イ(ア) イ(イ) イ(ウ) イ(エ) ウ エ
オ(ア) オ(イ))

3 担保に供する部分 (1) (2)

・ 有の場合 (承認基準の第4の1(有償譲渡又は有償貸付)の該当項目に)

- 1 地方公共団体 (1)a (1)b (1)c (2)
2 地方公共団体以外の者 (1)a (1)b (1)c (2)

承認基準の第4の3(担保に供する処分)に該当

5 添付資料

- ・対象施設の図面(補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「施設(設備)種別」には、補助金交付額確定時の補助対象施設(設備)又は補助事業に係る施設(設備)名を記載すること。
- (2) 「建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等、建物構造について記入すること。
- (3) 「処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例： 施設を 施設に転用。

施設の一部を転用し、 施設と 施設に変更。

施設の余裕部分(室)を 事業を行う場所に転用。

福祉法人 に譲渡し、同一事業・定員で継続。

設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替施設を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は、「無」を で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

熊本県知事 様

(住所)
(団体)
(代表者)

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業財産処分の報告について

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業により取得した財産について、次の処分について、報告します。

- 1 処分の種類 (該当するものに)
(転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

間接補助事業者		施設名		所在地	
施設(設備)種別		建物構造		処分に係る建物延面積	
		造		m ²	
補助相当額 (処分に係る部分の額)		補助額全体		建物延床面積の全体	
うち		うち		m ²	
円		円		m ²	
国庫補助額		総事業費		補助年度	
円		円		年度	
県費補助額		補助制限期間		経過年数	
円		年		年	
処分の内容				処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

- 4 「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)に定める「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の第2の2の該当項目(番号をで囲む。)

- ・地方公共団体 (1)ア (1)イ (2)
- ・地方公共団体以外の者 (2)

5 添付資料

- ・対象施設の図面(補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを で囲むこと。

2 処分の概要

(1) 「施設(設備)種別」には、補助金交付額確定時の補助対象施設(設備)又は補助事業に係る施設(設備)名を記載すること。

(2) 「建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等、建物構造について記入すること。

(3) 「処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例： 施設を 施設(定員 名)に転用。

施設の一部を転用し、 施設(定員 名)と 施設(定員 名)に変更。

施設の余裕部分(室)を 事業を行う場所に転用。

社会福祉法人 に譲渡し、同一事業・定員で継続。

設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替施設を自己財源で購入。

(4) 「評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価(減価償却後の額)を記載し、「評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等(定率法、定額法又は不動産鑑定額)を で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を で囲むこと。

5 添付書類

(1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

（住所）

（団体）

（代表者）

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援
事業補助金の仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった 年度胎
児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金について、胎児
性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金交付要項第10条
第10号の規定により、次のとおり報告します。

1 要項第17条に基づく額の確定額

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費
税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3 - 2）

金 円

5 参考となるその他書類（3 . の金額の積算の内訳等）

別記第6号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

（申請団体） 様

熊本県知事

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援
事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度胎児
性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金については、熊本
県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決
定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名

2 交付決定額
金

円

3 補助の条件

要項第10条各号に掲げる条件を遵守すること。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

（住所）

（団体）

（代表者）

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活
支援事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度胎児
性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金補助対象事業を下
記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び胎児性・
小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金交付要項第12条の規
定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業名

2 補助金交付申請額 金 円
（前回までの申請額 金 円）

3 計画変更の内容
事業変更計画書のとおり

4 計画変更の理由
事業変更計画書のとおり

5 関係書類

- ・事業変更計画書
- ・変更後収支予算書（収支予算に変更がある場合）
- ・その他知事が必要と認める書類

別記第7号の2様式(第12条関係)

事業変更計画書

1 申請者名

2 補助金交付申請額 金 円
(前回までの交付申請額 金 円)

3 変更理由

4 変更内容

変更事項	変更前	変更後

5 変更後収支予算書

当初の補助金交付申請書に添付した書類のうち、変更が生じるものについても添付すること。

別記第7号の3様式(第12条関係)

変更後収支予算書

1 収入

区 分		予算額(円)	変更後予算額(円)	備 考
胎児性・小児性水俣病患者等に 係る地域生活支援事業の 補助金(国・県分)	ア			
自己資金	イ			
借入金	ウ			
上記以外の補助金等 (名称:)	エ			
その他(具体的に記入)	オ			
収入合計				-

国又は県からの収入がある事業は、この補助金の対象事業外となる。

2 支出

経費内訳		予算額(円)	変更後予算額(円)	積算根拠
補 助 対 象 と な り う る 経 費				
	補助対象経費 計	カ		-
補 助 対 象 外 経 費				
	補助対象外経費 計	キ		-
支出合計		カ~キ		-

欄が不足する場合は、適宜別紙(A4サイズ)を添えること。

補助対象外経費は、要項第6条を参照すること。

別記第8号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

熊本県知事

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業
補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度胎児性・
小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金補助対象事業の下記の変更
については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項により承認しましたので、
同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名

2 補助金交付決定額 金 円
(うち前回までの決定額 金 円)

3 変更の内容

別記第9号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

熊本県知事

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援
事業補助金計画変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度胎児性・
小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金補助対象事業の下記の変更
については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項により承認しましたので、
同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名

2 変更の内容

熊本県知事 様

補助事業者名

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業
補助金遂行状況報告書
年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度胎児性・小
児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金補助対象事業の遂行状況につ
いて、熊本県補助金等交付規則第11条及び胎児性・小児性水俣病患者等に係る
地域生活支援事業補助金交付要項第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業費

3 着手年月日

4 完了予定年月日

5 年 月末の出来高

円(支払済額)
(事業進捗状況)

6 備考 事業実施上の問題点があれば記入してください。

--

熊本県知事 様

(住所)
(団体)
(代表者)

補助工事等しゅん工確認検査要請書
下記の工事をしゅん工しましたので、確認くださるよう要請します。
記

1 補助事業名

2 工事名

3 工事場所

4 請負者(所在地、商号、氏名)

5 請負金額 円

6 実施工期 (着工) 年 月 日
(しゅん工) 年 月 日

7 しゅん工検査 年 月 日

8 検査員職・氏名

9 工事概要(構造、規模、床面積等を記入)

別記第11号の2様式(第15条関係)

第 号
年 月 日

(補助事業者) 様

熊本県知事

補助工事等是正通知書

確認検査の結果是正すべき部分がありますので、下記のとおり通知します。
記

1 補助対象事業名

2 工事名

3 工事場所

4 請負者(所在地、商号、氏名)

5 実施工期 (着工) 年 月 日
(しゅん工) 年 月 日

7 確認検査日 年 月 日

8 検査員職・氏名

9 是正すべき事項

別記第11号の3様式(第15条関係)

補助工事等是正工事完了通知書

- 1 補助対象事業名
- 2 工事名
- 3 工事場所

上記工事の是正工事を完了しましたので、通知します。

年 月 日

(住所)
(団体)
(代表者)

熊本県知事

様

別記第12号様式(第16条関係)

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

(住 所)
(団 体)
(代表者)

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業
補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度胎児性・小
児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金補助対象事業について、熊本
県補助金等交付規則第13条及び胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支
援事業補助金交付要項第16条の規定により別紙のとおり報告します。

別記第12号様式の2（第16条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事

様

（住所）
（団体）
（代表者）

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業
補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金補助対象事業の
平成 年度における実績について、熊本県補助金等交付規則第13条及び胎
児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金交付要項第16条第
1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の交付決定額

金 円（うち消費税額及び地方消費税相当額 円）

2. 補助事業の実施状況

* 繰越承認を受けた場合は、翌年会計年度に行う補助事業に関する計画を
含む。

3. 補助金の経費所要額実績（別紙）

別記第13号様式（第17条関係）

第 号
年 月 日

（申請団体） 様

熊本県知事

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援
事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました 年度胎
児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金については、熊
本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定
したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

**年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る
地域生活支援事業 補助金交付請求書**

年 月 日付け 第 号で確定の通知がありました 年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により、請求します。

記

請求額 金 _____ 円

補助 金 振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 ・労働金庫・農協 いずれかに
	支店名	支 店
	預金種目	1 普通 2 当座 いずれかに
	口座番号	
	口座名義	

年 月 日

(住 所)
(団 体)
(代表者)

熊本県知事

様

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る 地域生活支援事業 概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定がありました 年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金交付要項第18条第2項の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

補助金振込先	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	1 普通 2 当座	いずれかに
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義	()	

年 月 日

(住所)
(団体)
(代表者)

熊本県知事

様

添付書類

- 1 委託契約書又は購入契約書(契約をした場合)の写し
- 2 工事請負契約書の写し(施設整備事業の場合)
- 3 その他参考資料

熊本県知事

様

(住所)
(団体)
(代表者)

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業
完了予定期日変更及び繰越報告書

補助事業者名			事業費				
			補助基本額	補助率	補助額		
			円		円		
事業着手年月日	交付決定済額		補助金受入調書			補助金繰越予定額	
			受入済額	受入予定額	計		
	イ	円	円	円	円	イ - 円	
3月31日まで事業費支払確定予定額の算出の基礎						ホ 事業費繰越予定額	
ハ 事業支払義務確定額			ニ 事業費支払予定額		ハ+ニ 3月31日まで事業費支払確定予定額		事業完了予定日
支払済額	支払義務額	計	円	円	円		現申請 今回申請
	円	円	円	円	円		
事業費支出予定額年度別内訳							
費目	当初事業内容		当該年度支払確定予定額		翌年度繰越予定額		摘要
	規模及び構造	金額	数量	金額	数量	金額	
		円		円		円	
繰越の理由							
その他参考事項							

- (注)
- 「事業費」、「交付決定額」、「補助金受入調書」、「補助金繰越予定額」、「3月31日まで事業費支払確定予定額の算出の基礎」及び「事業費繰越予定額」には、消費税及び地方消費税相当額を含む額を記入すること。
 - 「受入予定額」とは、3月31日までの事業費支払確定予定額に相当する補助額から「受入済額」を控除した額をいう。
 - 「ハ 事業支払義務確定額」とは、補助対象事業が既に完成された分(法律上の給付行為)に対する事業費の支払済額及び支払義務額(現在までの支払義務確定額)をいう。
 - 「ニ 事業費支払予定額」とは、補助対象事業の未完成部分について3月31日までに完成の見込みのある事業に要する費用をいう。
 - 「ホ 事業費繰越予定額」とは、「補助基本額」から3月31日までの事業費支払確定予定額を控除した額をいう。
 - 「事業費支払予定額年度別内訳」の記載事項については、補助申請書の事業計画書(別紙3)の該当部分を記入すること。
 - 本報告書提出後、繰越額確定計算書作成までの間に変動があった場合は、速やかに訂正の上提出すること。

別記第16号様式の2(第19条関係)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

熊本県知事

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業の繰越
承認について(通知)

年 月 日付け 第 号で報告のありましたこのことについて、下記のとおり承認することとしましたので通知します。

記

1 補助対象事業

2 繰越額

金 円

3 留意事項

年度胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金調書

市町村

(単位:円)

都 道 府 県			市町村										備 考		
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入				歳出								
			科目	予算現額	収入済額	うち国庫補助金相当額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額		うち国庫補助金相当額	
計															

- (注) 1. 間接補助事業者が市町村の場合、本様式を作成すること。
2. 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目及び節を、歳出にあつては、款、項及び目をそれぞれ記載すること。
3. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
5. 補助事業費の市町村の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に国庫補助金額を内書()をもって付記すること。

(注) 請負契約その他の契約を締結したときは、予定価格見積調書又はこれに代わるべき書類、競争公告又はこれに代わるべき書類、入札書及び入札経過調書又はこれに代わるべき書類、契約書又はこれに代わるべき書類(工事請負契約書には該当工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。)等の関係書類を5年間整理保存しておくものとする。

(別紙1)

補助金所要額調書

1 サービス提供事業

補助事業者名:

(単位:円)

事業項目	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	補助対象経費の支出予定額	補助対象経費の支出予定額×補助率(9/10)	補助基準額			選定額	補助基本額	仕入に係る消費税等相当額	要補助金額	備考
	(A)	(B)	(C) 差引額(A)-(B)	(D)	(E)	単価(F)	延べ人数(G)	(H) 基準額(F)×(G)	(I) 選定額(E)と(H)を比較して少ない額	(J) 基本額(C)と(I)を比較して少ない額	(K)	(L) 補助金額(J)-(K)	
生きがいつくり						7,110							
外出支援-A (施設以外の外出先が1ヶ所以内)						2,250							
外出支援-B (施設以外に外出先が2ヶ所以上)						3,600							
交流サロン					(同左)	1回当たり 30,000	(回数)	※150万円上限					
(施設の)設置市町外での交流サロン					(同左)	1回当たり 150,000	(回数)	※30万円上限					
在宅支援訪問 (家事援助等)日中						2,340							
在宅支援訪問 (家事援助等)日中 ※指定事業所						3,240							
(家事援助等)夜間						2,070							
在宅支援訪問 (身体介護)日中						5,130							
在宅支援訪問 (身体介護等)日中 ※指定事業所						7,020							
(身体介護)夜間						4,410							
(身体介護)深夜・早朝						5,220							
配食						360							
日中一時支援						3,330							
一時宿泊						10,350							
合 計	0	0	0	0	/	/	/	/	/	0	0	0	

- (注)
- (1) (A) 「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
 - (2) (B) 「寄付金その他の収入額」欄には、利用者自己負担分(1割)も記入すること。
 - (3) (D) 「補助対象経費の支出予定額」には、総事業費のうち補助対象となる経費を記入すること。
 - (4) (E) 「補助対象経費の支出予定額×補助率(9/10)」欄には、(D)欄に記入した額に9/10をかけた額を記入すること。
 - (5) (G) 「延べ人数」欄には、1年間での見込まれる総利用延べ人数を記入すること。
 - (6) (H) 「基準額」欄には、単価(F)に延べ人数(G)を乗じた額を記入すること。
 - (7) (I) 「選定額」欄は、「補助対象経費の支出予定額×補助率(9/10)」(E)欄と「基準額」(H)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 - (8) (J) 「補助基本額」欄は、「差引額」(C)欄と「選定額」(I)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 - (9) (K) 「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない場合には「未確定」と記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
 - (10) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額を記入し、最下段には合計額を必ず記入すること。

(別紙1)

補助金所要額調書

2 サービス提供事業を実施するために必要な施設の改築、備品購入等

補助事業者名:

(単位:円)

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	補助対象経費の支出予定額	補助対象経費の支出予定額×補助率(3/4)	補助基準額	選定額	補助基本額	仕入に係る消費税等相当額	要補助金額	備考
	(A)	(B)	(C)=(A)-(B)	(D)	(E)	(F)	(G)=(E)と(F)を比較して少ない額	(H)=(C)と(G)を比較して少ない額	(I)	(J)=(H)-(I)	
合 計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	

- (注) (1) 「区分」の欄には、「備品」と「施設の改築、修繕」を分けて記入すること。
(2) (A) 「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
(3) (D) 「補助対象経費の支出予定額」には、総事業費のうち補助対象となる経費を記入すること。
(4) (F) 「補助基準額」欄は、要項別表1に定める額を記入すること。
(5) (G) 「選定額」欄は、「補助対象経費の支出予定額×補助率(3/4)」(E)欄と「補助基準額」(F)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
(6) (H) 「補助基本額」欄は、「差引額」(C)欄と「選定額」(G)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
(7) (I) 「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
(8) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

(別紙1)

補助金所要額調書

3 施設運営事業

補助事業者名:

(単位:円)

事業項目	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C)差引額 (A)-(B)	補助対象経費の支出予定額 (D)	補助対象経費の支出予定額×補助率(9/10) (E)	補助基準額			選定額 (I)選定額 (E)と(H)を比較して少ない額	補助基本額 (J)基本額 (C)と(I)を比較して少ない額	仕入に係る消費税等相当額 (K)	要補助金額 (L)補助金額 (J)-(K)	備考
						単価(F)	延べ人数 (G)	(H)基準額 (F)×(G)					
居宅介護 (家事援助等)日中						2,340							
(家事援助等)夜間						2,070							
居宅介護 (身体介護)日中						5,130							
(身体介護)夜間						4,410							
(身体介護)深夜・早朝						5,220							
行動援護 - A (施設以外の外出先が1ヶ所以内)						2,250							
行動援護 - B (施設以外に外出先が2ヶ所以上)						3,600							
配食						360							
生活介護						8,910							
自立訓練						7,110							
就労移行支援						4,500							
就労継続支援						4,770							
短期入所						11,610							
日中一時支援						3,330							
生きがいづくり						7,110							
交流サロン					(同左)	1回当たり 30,000	(回数)	150万円上限					
(施設の)設置市町外 での交流サロン					(同左)	1回当たり 150,000	(回数)	30万円上限					
施設入所支援(夜間の介護等)						3,420							
共同生活援助(グループホーム)						6,840							
合計	0	0	0	0	0				0	0	0	0	

- (注) (1) (A)「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
(2) (B)「寄付金その他の収入額」欄には、利用者自己負担分(1割)も記入すること。
(3) (D)「補助対象経費の支出予定額」には、総事業費のうち補助対象となる経費を記入すること。
(4) (E)「補助対象経費の支出予定額×補助率(9/10)」欄には、(D)欄に記入した額に9/10をかけた額を記入すること。
(5) (G)「延べ人数」欄には、1年間での見込まれる総利用延べ人数を記入すること。
(6) (H)「基準額」欄には、単価(F)に延べ人数(G)を乗じた額を記入すること。
(7) (I)「選定額」欄は、(E)「補助対象経費の支出予定額×補助率(9/10)」欄と(H)「基準額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
(8) (J)「補助基本額」欄は、「差引額」(C)欄と「選定額」(I)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
(9) (K)「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない場合には、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
(10) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額を記入し、最下段には合計額を必ず記入すること。

(別紙1)

補助金所要額調書

4 施設運営事業を実施するために必要な施設の新築、備品購入等

補助事業者名:

(単位:円)

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	補助対象経費の支出予定額	補助対象経費の支出予定額 × 補助率(3/4)	補助基準額	選定額	補助基本額	仕入に係る消費税等相当額	要補助金額	備考
	(A)	(B)	(C)=(A)-(B)	(D)	(E)	(F)	(G)=(E)と(F)を比較して少ない額	(H)=(C)と(G)を比較して少ない額	(I)	(J)=(H)-(I)	
合 計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	

- (注) (1) (A) 「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
 (2) (D) 「補助対象経費の支出予定額」には、総事業費のうち補助対象となる経費を記入すること。
 (3) (F) 「補助基準額」欄は、要項別表1に定める基準額表を基に記入すること。
 (4) (G) 「選定額」欄は、「補助対象経費の支出予定額×補助率(3/4)」(E)欄と「補助基準額」(F)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (5) (H) 「補助基本額」欄は、「差引額」(C)欄と「選定額」(G)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (6) (I) 「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
 (7) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

(別紙1)

補助金所要額調書

補助事業者名：

5 家族棟運営事業

(単位：円)

区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	補助対象経費の支出予定額	補助基準額			選定額	補助基本額	仕入に係る消費税等相当額	要補助金額	備考
	(A)	(B)	(C) 差引額 (A)-(B)	(D)	単価(E)	運営日数 (F)	(G) 基準額 (E) × (F)	(H) 選定額 (D)と(G)を比較して少ない額	(I) 基本額 (C)と(H)を比較して少ない額	(J)	(K) 補助金額 (I)-(J)	
					21,600							

- (注) (1) (A) 「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
(2) (D) 「補助対象経費の支出予定額」には、総事業費のうち補助対象となる経費を記入すること。
(3) (F) 「運営日数」欄には、1年間での見込まれる延べ回数を記入すること。
(4) (G) 「基準額」欄には、単価(E)に運営日数(F)を乗じた額を記入すること。
(5) (H) 「選定額」欄は、「補助対象経費の支出予定額」(D)欄と「基準額」(G)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
(6) (I) 「補助基本額」欄は、「差引額」(C)欄と「選定額」(H)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
(7) (J) 「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
(8) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

(別紙1)

補助金所要額調書

6 家族棟運営事業を実施するために必要な施設の改築、備品購入等

補助事業者名:

(単位:円)

区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	補助対象経費の支出予定額	補助対象経費の支出予定額×補助率(3/4)	補助基準額	選定額	補助基本額	仕入に係る消費税等相当額	要補助金額	備考
	(A)	(B)	(C)=(A)-(B)	(D)	(E)	(F)	(G)=(E)と(F)を比較して少ない額	(H)=(C)と(G)を比較して少ない額	(I)	(J)=(H)-(I)	
合計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	

- (注) (1) 「区分」の欄には、「備品」と「施設の改築、修繕」を分けて記入すること。
(2) (A) 「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
(3) (D) 「補助対象経費の支出予定額」には、総事業費のうち補助対象となる経費を記入すること。
(4) (F) 「補助基準額」欄は、要項別表1に定める額を記入すること。
(5) (G) 「選定額」欄は、「補助対象経費の支出予定額×補助率(3/4)」「(E)欄と「補助基準額」(F)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
(6) (H) 「補助基本額」欄は、「差引額」(C)欄と「選定額」(G)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
(7) (I) 「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
(8) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

(別紙2)

事業実施計画書

事業実施者			
事業実施目的			
事業実施内容			
事業実施予定期間	年 月 日から	年 月 日	まで
事業実施場所			
事業費	区分	金額(円)	備考
	総事業費(A)		
	寄付金その他の収入(B)		
	差引(C = A - B)		
	補助対象経費(D)		

(注) 1 本様式は、交付要項第4条第1項各号の事業について別葉で記載すること。

2 実施する事業について、その具体的な事業項目、客体、事業の実施方法、スケジュール等を詳細に記入すること。

3 業務内容に応じて、次の書類を添付すること。

設計書、見積書、現状写真

4 記入欄が不足する場合は、適宜別紙(A4サイズの内紙)を添付すること。

(別紙3)

事業計画書

事業区分		5 整備費内訳					
事業の名称		区分	費目	数量	単価	金額	備考
開設者(設置者)及び 経営者	施設名	所在地			円	円	
1 事業の目的・効果		補助対象事業分					
2 事業の内容							
3 施設の規模及び構造等			小計				
敷地の状況	敷地面積	補助対象外事業分			円	円	
	<small>m² (自己所有地、借地、買入(予定)地の別)</small>						
事業の種別	(新築、増築、改築の別)						
建物の構造及び面積	(造) 階建 建築面積 <small>m²</small> 延べ面積 <small>m²</small>						
4 施行計画(事業に伴う予算措置、入札、契約、検収、支払時期等を記入)		小計					
		合計					
		6 その他					
工事の施工方法	(直営、請負の別)						
施工期間	着工年月日 ~ 竣工年月日						

(注) 1 次の書類を添付すること。

補助対象区域の工事設計図、 工事費内訳、 事務費内訳、 現状写真

(別紙4)

胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援施設整備事業計画書

補助事業者名： _____

整備前						整備後					
建物全体	施設種別					施設種別					
	定員 (うち胎児性水俣病患者等)		入所 人 (人)	短期入所 人 (人)	通所 人 (人)	定員 (うち胎児性水俣病患者等)		入所 人 (人)	短期入所 人 (人)	通所 人 (人)	
	所在地					所在地					
	敷地面積		m ²	地目	所有者	敷地面積		m ²	地目	所有者	
	建物面積		m ²	延床面積 m ²	所有者	建物面積		m ²	延床面積 m ²	所有者	
客室	階	室名	室数	面積 (m ²)		階	室名	室数	面積 (m ²)		
				うち冷暖房面積	うちスプリンクラー面積				うち冷暖房面積	うちスプリンクラー面積	
整備内容						整備内容					

(注) 1 要項第3条第1項第4号に掲げる事業について作成すること。

2 次の資料を添付すること。

施設整備地の登記事項証明書、 字図、 位置図、 現在と整備後の施設配置図、 平面図(図面に各部屋の名称及び面積を記入すること)、 その他参考資料

(別紙5)

収支予算書

<本書は、補助対象事業のみの収支について記入すること。>

1 収入

区 分		予算額(円)	備 考
胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業補助金	ア		
自己資金	イ		
借入金	ウ		
上記以外の補助金等 (名称:)	エ		
その他(具体的に記入)	オ		
収入合計	ア～オ		-

国又は県からの収入がある事業は、この補助金の交付の対象事業外となります。

2 支出

経費内訳		予算額(円)	積算根拠
補助対象となりうる経費			
	補助対象経費 計	カ	-
補助対象外経費			
	補助対象外経費 計	キ	-
支出合計	カ～キ		-

欄が不足する場合は、適宜別紙(A4サイズ)を添付すること。

小規模工事及び備品購入のみの場合については、見積書及び図面等を添付すること。

(別紙6)

施設運営計画書

1 施設運営計画の内容(要項第4条第1項(3)、(5)に掲げる事業について、機能整備後の運営計画について記入すること。ただし、補助金又は間接補助金の対象とならない運営事業については記入を要しない。)

部門		具体的事業内容
通所施設	人 (うち胎児性水俣病患者等 人)	
入所施設	人 (うち胎児性水俣病患者等 人)	
短期入所	人 (うち胎児性水俣病患者等 人)	
就労訓練機能	人 (うち胎児性水俣病患者等 人)	
	人 (うち胎児性水俣病患者等 人)	
	人 (うち胎児性水俣病患者等 人)	

2 生産事業計画(該当する場合のみ記入すること)

生産科目	作業従事者数 (うち胎児性水俣病患者等)	作業従事 職員数 (人)	原料・材料 等の主な仕 入れ先	製品・サー ビス等の主 な販売先	年間受注見 込額(円)
	人 (人)				

3 事業の収支見込（年間ベース）

(1) 施設運営管理

勘定科目		決算見込額（千円）	摘要（決算額の根拠等）
収入	運営費補助収入（当該事業分）		
	運営費補助収入（上記以外）		
	利用料収入		
	寄付金		
	雑収入		
	小計		
支出	人件費支出		
	事務費支出		
	事業費支出		
	小計		

(2) 生産事業会計（該当する場合は記入すること）

勘定科目		決算見込額（千円）	摘要（決算額の根拠等）
収入	売上金		
	雑収入		利用者1人当たり月額工賃、給与 額 月額 千円
	小計		
支出	原材料仕入費		
	人件費支出（給与、工賃含む）		
	事業費支出		
	事業費支出		
	小計		

4 事故発生時の対応

対処方針 又は 計画の内容	・整備済み ・検討中 ・未定 （整備済みの場合のその内容）
---------------------	--

5 県の方針に沿った取組等（取組があった場合は、該当するところに記入すること）

項 目	具体的な取組内容
ユニバーサル・デザイン	
県産材の活用	
障がい者雇用の促進	
その他の取組	

(別紙7)

資金計画調書

補助事業者名: _____

(単位:円)

事業区分・種目	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	(B)の内訳			差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象経費の支出予定額 (D)	(D)の内訳		(D2)の内訳	
			寄付金	D1以外の補助金	以外の その他収入			都道府県補助予定額 (D1)	間接補助者負担額(D2)	自己資金	借入金
計											

(Bの内訳詳細)

寄付金	金額	寄付予定者氏名	法人との関係	職業	前年度課税所得	預貯金残高
D1以外の補助金	金額	補助金名称		補助金交付元		
以外のその他収入	金額	その他の収入の内容				

(D2の内訳詳細)

自己資金	金額					
借入金	借入予定金額	借入予定先			借入金利(%)	償還年数

- (注) 1 寄付金を受ける場合、寄付予定者の寄付確約書、課税所得証明、預金残高証明を添付すること。
2 D1以外の補助金を受ける場合、内定通知書等を添付すること。
3 自己資金については、自己資金を証明する預金残高証明等を添付すること。
4 事業資金を借入れる場合は、金融機関等と交わした借入確約書等を添付すること。

(別紙9)

事業スケジュール

	事業内容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

事業着手は交付決定後、事業終了(施設整備事業の場合はしゅん工確認検査終了)は3月末までとなります。

(別紙10)

団 体 に 関 す る 調 書

団体種別		
団体名		
団体の所在地		〒
代表者	氏名	
	住所	〒
	電話	
設立年月日		
団体の目的		
会員数	会員数	人(うち常勤職員 人)
主な活動地域		
これまでの主な活動内容		
団体の財政規模 (支出ベース)		前年度決算 円 今年度予算 円
機関紙の発行		有 機関誌名() 無 発行期間(定期 回/年, 不定期)
担当者 連絡先	氏名	
	住所	〒
	電話	
	E-mail	
他団体等(熊本県を含む。) からの資金助成及び委託 の実績(過去1年間)		
備考		

(別紙 1 2)

年 月 日

団体目的等についての申立書

団体名 _____

代表者名 _____

当該団体は、下記のいずれの事項にも該当することを申し立てます。

記

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- 2 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- 3 暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(別紙13)

年度歳入歳出予算書(見込)抄本

(単位:円)

歳入		歳出	
事項	金額	事項	金額
(款) (項) (目) (節) 一般財源		(款) (項) (目) (節)	
合計		合計	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(別紙13) [施設整備の場合]

年度 歳入歳出予算書(見込)抄本

(歳入)

款 項 目	節	予算現額					付記		
		当初予算額	追加更正予算額	繰越事業費 財源充当額	計	うち国庫補 助金相当分	(事業区分)	(事業区分)	計
							予算現額	予算現額	予算現額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計									

(歳出)

款 項 目	予算額				流用増 減 額	予算現額		付記		
	当初予算額	追加更正予算額	前年度繰越事業費 繰越額	うち国庫補 助金相当分		うち国庫補 助金相当分	節	(事業区分)	(事業区分)	計
								予算現額	予算現額	予算現額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円
計										

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(注) 歳入、歳出において事業区分が複数にわたる場合は、付記欄に事業区分毎に節の内訳を記載すること。(別紙でも可)

補助金精算額内訳書

1 サービス提供事業

補助事業者名: _____

(単位: 円)

区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	補助対象経費の実支出額	補助対象経費の実支出額×補助率(9/10)	補助基準額			交付決定時の選定額	選定額	補助基本額	仕入に係る消費税等相当額	要補助金額	交付決定額	交付決定額のうち受入済額	差引過不足額	備考
	(A)	(B)	(C)=(A)-(B)	(D)	(E)	単価(F)	人数(G)	(H)=(F)×(G)	(I)	(J)=(E)と(H)と(I)を比較して少ない額	(K)=(C)と(J)を比較して少ない額	(L)	(M)=(K)-(L)	(N)	(O)	(P)=(M)-(O)	
生きがいづくり						7,110											
外出支援-A (施設以外の外出先が1ヶ所以内)						2,250											
外出支援-B (施設以外に外出先が2ヶ所以上)						3,600											
交流サロン					(同左)	1回当たり 30,000		※150万円上限									
(施設の)設置市町外での交流サロン					(同左)	1回当たり 150,000		※30万円上限									
在宅支援訪問 (家事援助等) 日中						2,340											
在宅支援訪問 (家事援助等) 日中 ※指定事業所						3,240											
(家事援助等) 夜間						2,070											
在宅支援訪問 (身体介護) 日中						5,130											
在宅支援訪問 (身体介護等) 日中 ※指定事業所						7,020											
(身体介護) 夜間						4,410											
(身体介護) 深夜・早朝						5,220											
配食						360											
日中一時支援						3,330											
一時宿泊						10,350											
合計	0	0	0	0							0	0	0	0	0	0	

- (注) (1) (A) 「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
 (2) (B) 「寄付金その他の収入額」欄には、利用者自己負担分(1割)も記入すること。
 (3) (H) 「補助基準額」欄には、実績人数に応じた補助基準額を記入すること。
 (4) (J) 「選定額」欄は、「補助対象経費の実支出額×補助率(9/10)」(E)欄と「補助基準額」(H)欄と「交付決定時の選定額」(I)欄とを比較して最も少ない額を記入すること。
 (5) (K) 「補助基本額」欄は、「差引額」(C)欄と「選定額」(J)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (6) (L) 「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
 (7) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

補助金精算額内訳書

2 サービス提供事業を実施するために必要な施設の改築、備品購入等

補助事業者名:

(単位:円)

区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象経費の実支出額 (D)	補助対象経費の実支出額×補助率(3/4) (E)	補助基準額 (F)	交付決定時の選定額 (G)	選定額 (H)=(E)と(F)と(G)を比較して少ない額	補助基本額 (I)=(C)と(H)を比較して少ない額	仕入に係る消費税等相当額 (J)	要補助金額 (K)=(I)-(J)	交付決定額 (L)	交付決定額のうち受入済額 (M)	差引過不足額 (N)=(K)-(M)	備考
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) (1) 「区分」欄には、「備品」と「施設の改築、修繕」を分けて記入すること。
(2) (A)「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
(3) (F)「補助基準額」欄は、交付決定時の補助基準額を記入すること。
(4) (H)「選定額」欄は、「補助対象経費の実支出額×補助率(3/4)」、(E)欄と「補助基準額」(F)欄と「交付決定時の選定額」(G)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
(5) (I)「補助基本額」欄は、「差引額」(C)欄と「選定額」(H)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
(6) (J)「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
(7) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

補助金精算額内訳書

3 施設運営事業

補助事業者名: _____

(単位:円)

区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象経費の実支出額 (D)	補助対象経費の実支出額×補助率(9/10) (E)	補助基準額			交付決定時の選定額 (I)	選定額 (J)=(E)と(H)と(I)を比較して少ない額	補助基本額 (K)=(C)と(J)を比較して少ない額	仕入に係る消費税等相当額 (L)	要補助金額 (M)=(K)-(L)	交付決定額 (N)	交付決定額のうち受入済額 (O)	差引過不足額 (P)=(M)-(O)	備考
						単価(F)	人数(G)	(H)=(F)×(G)									
居宅介護 (家事援助等)日中						2,340		0									
(家事援助等)夜間						2,070		0									
居宅介護 (身体介護)日中						5,130		0									
(身体介護)夜間						4,410		0									
(身体介護)深夜・早朝						5,220		0									
行動援護 - A (施設以外の外出先が1ヶ所以内)						2,250		0									
行動援護 - B (施設以外に外出先が2ヶ所以上)						3,600		0									
配食						380		0									
生活介護						8,910		0									
自立訓練						7,110		0									
就労移行支援						4,500		0									
就労継続支援						4,770		0									
短期入所						11,610		0									
日中一時支援						3,330		0									
生きがいづくり						7,110		0									
交流サロン					(同左)	1回当たり	(回数)	150万円上限									
(施設の設置市町外での交流サロン)					(同左)	1回当たり	(回数)	30万円上限									
施設入所支援(夜間の介護等)						3,420		0									
共同生活援助(グループホーム)						6,840		0									
合計			0					0		0	0		0	0		0	

- (注) (1) (A)「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
 (2) (B)「寄付金その他の収入額」欄には、利用者自己負担分(1割)も記入すること。
 (3) (H)「補助基準額」欄は、実績人数に応じた補助基準額を記入すること。
 (4) (J)「選定額」欄は、「補助対象経費の実支出額×補助率(9/10)」、「(E)欄と「補助基準額」(H)欄と「交付決定時の選定額」(I)欄とを比較して最も少ない額を記入すること。
 (5) (K)「補助基本額」欄は、「差引額」(C)欄と「選定額」(J)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (6) (L)「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかな場合には「未確定」と記入すること。
 (7) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

補助金精算額内訳書

4 施設運営事業を実施するために必要な施設の新築、備品購入等

補助事業者名：

(単位：円)

区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	補助対象経費の実支出額	補助対象経費の実支出額×補助率(3/4)	補助基準額	交付決定時の選定額	選定額	補助基本額	仕入に係る消費税等相当額	要補助金額	交付決定額	交付決定額のうち受入済額	差引過不足額	備考
	(A)	(B)	(C)=(A)-(B)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)=(E)と(F)と(G)を比較して少ない額	(I)=(C)と(H)を比較して少ない額	(J)	(K)=(I)-(J)	(L)	(M)	(N)=(K)-(M)	
合計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) (1) (A) 「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
 (2) (D) 「補助対象経費の支出予定額」には、総事業費のうち補助対象となる経費を記入すること。
 (3) (F) 「補助基準額」欄は、交付決定時の補助基準額を記入すること。
 (4) (H) 「選定額」欄は、「補助対象経費の支出予定額×補助率(3/4)」「(E)欄」と「補助基準額」「(F)欄」と「交付決定時の選定額」「(G)欄」とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (5) (I) 「補助基本額」欄は、「差引額」「(C)欄」と「選定額」「(H)欄」とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (6) (J) 「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
 (7) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

(別紙14)

補助金精算額内訳書

補助事業者名：

5 家族棟運営事業

(単位：円)

区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	補助対象経費の実支出額	補助基準額			交付決定時の選定額	選定額	補助基本額	仕入に係る消費税等相当額	要補助金額	交付決定額	交付決定額のうち受入済額	差引過不足額	備考
	(A)	(B)	(C)差引額 (A)-(B)	(D)	単価(E)	運営日数(F)	(G)基準額 (E)×(F)	(H)	(I)選定額 (D)と(G)と (H)を比較して 少ない額	(J)基本額 (C)と(I)を比較して 少ない額	(K)	(L)補助金額 (J)-(K)	(M)	(N)	(O)=(L)-(N)	
					21,600											

- (注) (1) (A)「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
(2) (D)「補助対象経費の実支出額」には、総事業費のうち補助対象となる経費を記入すること。
(3) (G)「基準額」欄には、単価(E)に運営日数(F)を乗じた額を記入すること。
(4) (I)「選定額」欄は、「補助対象経費の支出予定額」(D)欄と「基準額」(G)欄と「交付決定時の選定額」(H)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
(5) (J)「補助基本額」欄は、「差引額」(C)欄と「選定額」(I)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
(6) (K)「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
(7) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

(別紙14)

補助金精算額内訳書

6 家族棟運営事業を実施するために必要な施設の改築、備品購入等

補助事業者名：

(単位：円)

区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象経費の実支出額 (D)	補助対象経費の実支出額×補助率(3/4) (E)	補助基準額 (F)	交付決定時の選定額 (G)	選定額 (H)=(E)と(F)と(G)を比較して少ない額	補助基本額 (I)=(C)と(H)を比較して少ない額	仕入に係る消費税等相当額 (J)	要補助金額 (K)=(I)-(J)	交付決定額 (L)	交付決定額のうち受入済額 (M)	差引過不足額 (N)=(K)-(M)	備考
合計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) (1) 「区分」欄には、「備品」と「施設の改築、修繕」を分けて記入すること。
 (2) (A) 「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
 (3) (F) 「補助基準額」欄は、交付決定時の補助基準額を記入すること。
 (4) (H) 「選定額」欄は、「補助対象経費の実支出額×補助率(3/4)」「(E)欄」と「補助基準額」「(F)欄」と「交付決定時の選定額」「(G)欄」とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (5) (I) 「補助基本額」欄は、「差引額」「(C)欄」と「選定額」「(H)欄」とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (6) (J) 「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
 (7) 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

(別紙 15)

事業実績報告書

事業実施者			
事業実施目的			
事業実施内容			
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日 まで		
事業実施場所			
事業費	区分	金額(円)	備考
	総事業費(A)	()	
	寄付金その他の収入(B)	()	
	差引(C = A - B)	()	
	補助対象経費(D)	()	

(注) 1 本様式は、交付要項第4条第1項各号の事業について別葉で記載すること。

2 は実施した事業について、その具体的な事業項目、客体、事業の実施方法等を詳細に記入すること。

3 は、事業実施計画時の金額を上段()にて記載すること。

4 業務内容に応じて、次の書類を添付すること。

補助事業完成後の全景及び補助対象事業の概要を示す写真、 契約書の写し、 補助事業完成後の平面図、 事業の成果物(報告書)

5 記入欄が不足する場合は、適宜別紙(A4サイズ用の用紙)を添付すること。

(別紙16)

事業実績報告書

事業区分		3 支出済整備費内訳					
事業の名称		区分	費目	数量	単価	金額	備考
開設者(設置者)及び経営	施設名	所在地	補助対象事業分		円	円	
1 施設の規模及び構造等							
敷地の状況	敷地面積 m² (自己所有地、借地、買入(予定)地の別)						
事業の種類別	(新築、増築、改築の別)						
建物の構造及び面積	(造) 階建	建築面積 m² 延べ面積 m²					
2 施行状況(事業に伴う予算措置、入札、契約、検収、支払時期等を記入)			小計				
			補助対象外事業分		円	円	
			小計				
			合計				
			4 その他 参考事項				
工事の施工方法	(直営、請負の別) 請負の場合 年 月 日契約						
施工期間	着工 年 月 日 ~ 竣工 年 月 日						

(注) 1 次の書類を添付すること。

補助事業完成後の施設の全景及び補助対象事業の概要を示す写真、 契約書の写、 補助事業完成後の施設の構造概要及び平面図(必要により室の用途を示すこと。)、 補助対象区域の工事設計書、 工事費内訳及び事務費内訳、 建築基準法第7条第3項の規定による竣工検査書の写し

(別紙17)

胎児性水俣病患者等の地域生活支援施設整備事業実績報告書

整備前						整備後					
建物全体	施設種別					施設種別					
	定員 (うち胎児性水俣病患者等)		入所 人 (人)	短期入所 人 (人)	通所 人 (人)	定員 (うち胎児性水俣病患者等)		入所 人 (人)	短期入所 人 (人)	通所 人 (人)	
	所在地					所在地					
	敷地面積		m ²	地目	所有者	敷地面積		m ²	地目	所有者	
	建物面積		m ²	延床面積 m ²	所有者	建物面積		m ²	延床面積 m ²	所有者	
客室	階	室名	室数	面積 (m ²)		階	室名	室数	面積 (m ²)		
				うち冷暖房面積	うちスプリンクラー面積				うち冷暖房面積	うちスプリンクラー面積	
整備内容						整備内容					

(注) 1 要項第3条第1項第4号に掲げる事業について、施設毎に別葉に作成すること。

2 以下の資料を添付すること。

施設整備地の登記事項証明書、 字図、 位置図、 現在と整備後の施設配置図、 平面図(図面に各部屋の名称及び面積を記入すること)、 その他参考資料

(別紙18)

施設運営実績書

1 施設運営の内容(要項第4条第1項(3)、(5)に掲げる事業について、機能整備後の運営実績について記入すること。ただし、補助金又は間接補助金の対象とならない運営事業については記入を要しない。)

部門		具体的事業内容
通所施設	人 (うち胎児性水俣病患者等 人)	
入所施設	人 (うち胎児性水俣病患者等 人)	
短期入所	人 (うち胎児性水俣病患者等 人)	
就労訓練機能	人 (うち胎児性水俣病患者等 人)	
	人 (うち胎児性水俣病患者等 人)	
	人 (うち胎児性水俣病患者等 人)	

2 生産事業実績(該当する場合のみ記入すること)

生産科目	作業従事者数 (うち胎児性水俣病患者等)	作業従事 職員数 (人)	原料・材料 等の主な仕 入れ先	製品・サー ビス等の主 な販売先	年間受注額 (円)
	人 (人)				

3 事業の収支（年間ベース）

(1) 施設運営管理

勘定科目		決算額（千円）	摘要（決算額の根拠等）
収入	運営費補助収入（当該事業分）		
	運営費補助収入（上記以外）		
	利用料収入		
	寄付金		
	雑収入		
	小計	0	
支出	人件費支出		
	事務費支出		
	事業費支出		
	小計	0	

(2) 生産事業会計（該当する場合は記入すること）

勘定科目		決算額（千円）	摘要（決算額の根拠等）
収入	売上金		
	雑収入		利用者1人当たり月額工賃、給与 額 月額 千円
	小計	0	
支出	原材料仕入費		
	人件費支出（給与、工賃含む）		
	事業費支出		
	事業費支出		
	小計	0	

4 事故発生時の対応

対処方針 又は 計画の内容	・整備済み ・検討中 ・未定 （整備済みの場合のその内容）
---------------------	--

5 県の方針に沿った取組等（取組があった場合は、該当するところに記入すること）

項 目	具体的な取組内容
ユニバーサル・デザイン	
県産材の活用	
障がい者雇用の促進	
その他の取組	

(別紙19)

収支精算書

1 収入

区 分		精算額(円)	予算額(円)	備 考
胎児性・小児性水俣病患者等に係 る地域生活支援事業補助金(国・県 分)	ア			
自己資金	イ			
借入金	ウ			
上記以外の補助金等 (名称:)	エ			
その他(具体的に記入)	オ			
収入合計				-

国又は県からの収入がある事業は、この補助金の交付はできません。

2 支出

経費内訳		精算額(円)	予算額(円)	積算根拠
補 助 対 象 と な り う る 経 費				・ 円× 回 = 円 ・ 円× 人 = 円 など、詳細に記入してく ださい。
	補助対象経費 計	カ		
補 助 対 象 外 経 費				
	補助対象外経費 計	キ		-
支出合計		カ～キ		-

欄が不足する場合は、適宜別紙(A4サイズ)を添えること。

補助対象外経費は、要項第6条を参照すること。

(別紙20)

年度歳入歳出決算書(見込)抄本

(単位:円)

歳 入		歳 出	
事 項	金 額	事 項	金 額
(款) (項) (目) (節) 一 般 財 源		(款) (項) (目) (節)	
合 計		合 計	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(別紙20)〔施設整備の場合〕

年度 歳入歳出決算書(見込)抄本

(歳入)

款 項 目	節	予算現額					収入済額		不納欠損額	収入未済額	収入予算額に 比し収入済額 の差 (は減)	付記							
		当初予算額	追加更正予算額	前年度繰越事業費相当額	計		うち国庫補助金相当分	うち国庫補助金相当分				(事業区分)		(事業区分)		計			
					うち国庫補助金相当分	うち国庫補助金相当分						予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計																			

(歳出)

款 項 目	予算額				流用増減額	予算現額		支出済額		翌年度繰越事業費		不用額		付記					
	当初予算額	追加更正予算額	前年度繰越事業費			うち国庫補助金相当分	うち国庫補助金相当分	うち国庫補助金相当分	うち国庫補助金相当分	繰越額	うち国庫補助金相当分	うち国庫補助金相当分	節	(事業区分)		(事業区分)		計	
			繰越額	うち国庫補助金相当分										予算現額	支出済額	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計																			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(注) 歳入、歳出において事業区分が複数にわたる場合は、付記欄に事業区分毎に節の内訳を記載すること。(別紙でも可)

(別紙21)

補助金の経費所要額実績

(単位:円)

事業名	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
	補助対象事業費 (a)	交付決定額 (b)	事業費支払実績額 (c)	補助金受入額 (d)	補助対象事業費 (a) - (c)	補助金所要額 (b) - (d)
計						